

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三芳富士見線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
入間郡三芳町大字藤久保字俣埜 三〇一番五地先から同郡同町大 字藤久保字俣埜三〇四番三地先 まで		区 間
一〇・五三 一〇・五九	八・〇三 八・〇九	敷地の幅員 (メートル)
四一・一三		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考